

第 2 回茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議で了解された 茨城県における指定廃棄物等の処理方針について

- 茨城県においては、焼却灰など比較的性状が安定している廃棄物が、公的機関にしっかりと保管されているなど、災害等のリスクに強い状況にある。
- 茨城県では、当初から濃度の低い指定廃棄物が多いので、時間の経過により 8 千 Bq/kg を下回るようになってくると通常の廃棄物と同様に、既存の処分場などで処理できる状況になる。
- このため、茨城県では、濃度の高い指定廃棄物が多量にかつ分散しているゆえに災害等のリスクに備えて長期管理施設を整備しなければならないとは言い難い状況になってきた。
- このような状況も踏まえて、平成 28 年 2 月 4 日の会議で、県と保管市町の総意として、苦渋の決断ではあるものの、安全確保を前提とした現地保管継続のご意向が示されたことについても、尊重すべき。
- したがって、茨城県においては、8 千 Bq/kg 以下となるのに長期間を要しない指定廃棄物については、一定程度まとまって保管されている現状のまま、保管を継続し、減衰後は通常の廃棄物として処理する方針で、指定解除の仕組みも活用しつつ、進めることとしたい。保管継続の際には、保管強化などにより更なる災害対応や地域住民の不安解消に努めたい。
- それでもなお、8 千 Bq/kg 以下となるのに長期間を要する比較的濃度の高いものが、わずかに残る。これについては、災害等のリスクの観点から、やはり県内 1 か所に集約して安全に管理することが望ましいと考えており、引き続きご協力をお願いしたい。
- なお、指定解除後の国の費用負担については実現させたい。
- また、風評被害対策・地域振興策の具体化については、県や保管自治体の皆様と相談しながら、引き続き前向きに検討を進めてまいりたい。